

いちき串木野市第一次総合計画

資料編

- 策定経過概要
- 策定要綱
- 総合計画策定に係る推進体系
- 企画委員会
 - 企画委員会規定
 - 企画委員会委員名簿
 - 所掌事項
- 審議会
 - 附属機関条例
 - 審議会規則
 - 審議会委員名簿
 - 諮問書
 - 答申書
 - 総合計画審議会の審議過程で出された意見・要望等
- 総合計画基本構想（素案）地区座談会
- いちき串木野市議会特別委員会

■ 策定経過概要 ■

1. 基本構想策定業務

- 平成18年4月19日 第1回企画委員会
総合計画基本構想(案)策定に向けて庁内体制を発足させ、策定業務開始。
- 平成18年4月～11月
行財政部会・生活環境部会・保健福祉部会・産業経済部会・社会基盤部会・教育文化部会の6部会を設置し、総合計画基本構想(素案)の検討。
- 平成18年7月3日 第2回企画委員会
総合計画基本構想(素案)の検討。
- 平成18年7月6日 第3回企画委員会
総合計画基本構想(素案)の検討。
- 平成18年7月18日～7月27日 地区座談会
市内を12地区に分けて、地区座談会を開催。計492人の市民に出席していただき、総合計画(素案)の説明、質疑。
- 平成18年8月7日～8月25日 パブリックコメント募集
「広報いちき串木野おしらせ版」及び市ホームページにおいて、総合計画基本構想(素案)についてパブリックコメントを募集し、5人から意見書を受付。
- 平成18年11月13日 第4回企画委員会
総合計画基本構想(案)の検討。
- 平成18年11月16日 政策会議
総合計画基本構想(案)の決定。
- 平成18年12月26日 いちき串木野市議会
総合計画基本構想の議決。

2. いちき串木野市総合計画審議会経過概要

- 平成18年6月5日 第1回審議会
委員委嘱、正副会長選出、総合計画の概要・策定の考え方・策定に係るスケジュールの説明。
- 平成18年7月12日 第2回審議会
総合計画基本構想(素案)の諮問、総合計画基本構想(素案)の検討。
- 平成18年8月17日 第3回審議会
総合計画基本構想(素案)の検討。
- 平成18年10月5日 第4回審議会
総合計画基本構想(素案)、答申書(案)の検討。
- 平成18年11月1日 第5回審議会
答申書(案)の検討、答申。

3. 前期基本計画策定業務

- 平成18年4月19日 第1回企画委員会
総合計画基本構想(案)策定と併せて、前期基本計画(案)策定業務開始。
- 平成18年4月～平成19年1月
行財政部会・生活環境部会・保健福祉部会・産業経済部会・社会基盤部会・教育文化部会の6部会を設置し、総合計画基本構想(素案)と併せて、前期基本計画(案)の検討。
- 平成19年2月7日 第5回企画委員会
前期基本計画の決定。

■ 策定要綱 ■

いちき串木野市総合計画策定要綱

平成17年10月11日

告示第4号

(計画の策定)

第1条 豊かな自然環境と、活力あふれる豊かないちき串木野市の実現を目指し、よりよい生活環境のもと、市民生活の向上を図るため、市民参加による市政の総合的な計画としていちき串木野市総合計画（以下「計画」という。）を策定する。

(計画の性格)

第2条 計画は、市勢発展の長期的展望に立って市の将来の都市像と目標を明らかにし、施策の大綱を盛り込み、市政執行の指針とする。

(計画の構成)

第3条 計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成する。

(1) 基本構想

市の望ましい将来の都市像を描き、長期的展望に立ち、その発展方向の基本路線を明らかにするもので基本計画の基礎となるものをいう。

(2) 基本計画

基本構想に沿って具体的な都市発展、市民生活の向上等を図るための方策、手段の大綱及び根幹的事業を明らかにするものをいう。

(3) 実施計画

基本計画に基づき具体的な事務及び事業の実施に関して計画的かつ効果的に作成する計画をいう。

(計画の基本方針)

第4条 計画の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 全国総合開発計画、鹿児島県総合計画、鹿児島広域市町村圏計画等との整合性を図りながら広域的視野に立って計画する。
- (2) 目前の事象を近視眼的に把握することなく長期的展望を持って計画する。
- (3) 市の将来の市政全般の指針となり道標となるものであることから関係行政機関との協調のもとに広く教育文化、福祉、産業、行財政など市民生活各般にわたる総合性をもたすよう計画する。
- (4) 市行政圏はもとより広域的な関係地域にまたがる基礎調査を十分に実施し、そのデータを基礎に科学的に計画を樹立し、合理性と妥当性を確保する。
- (5) 住民自治の原則に立ち、市民のニーズが十分反映されるよう努める。

(計画の範囲及び区域)

第5条 計画は、市民生活に関係のあるあらゆる領域に及ぶものとし、市が直接実施主体となる施策・事業を基本とするが、必要に応じて国・県・民間等他の事業主体に期待する分野も含むものとする。

- 2 計画の区域は、原則として現在の市域とするが、常に広域的施策について配慮する。

(計画の目標年度)

第6条 計画は、平成19年度を基準年度とし、平成28年度を目標年度とする。ただし、社会情勢の推移に応じて修正するものとする。

(計画策定組織及び手順)

第7条 計画策定組織及び手順は、次のとおりとする。

(1) **内部組織**

いちき申木野市総合計画企画委員会(部会)

(2) **外部組織**

いちき申木野市総合計画審議会(分科会)

(3) **住民参加**

意識調査(アンケート等)集約

地区座談会

(議会提案)

第8条 市議会に提案するものは、次のとおりとする。

(1) 基本構想 (議決事項)

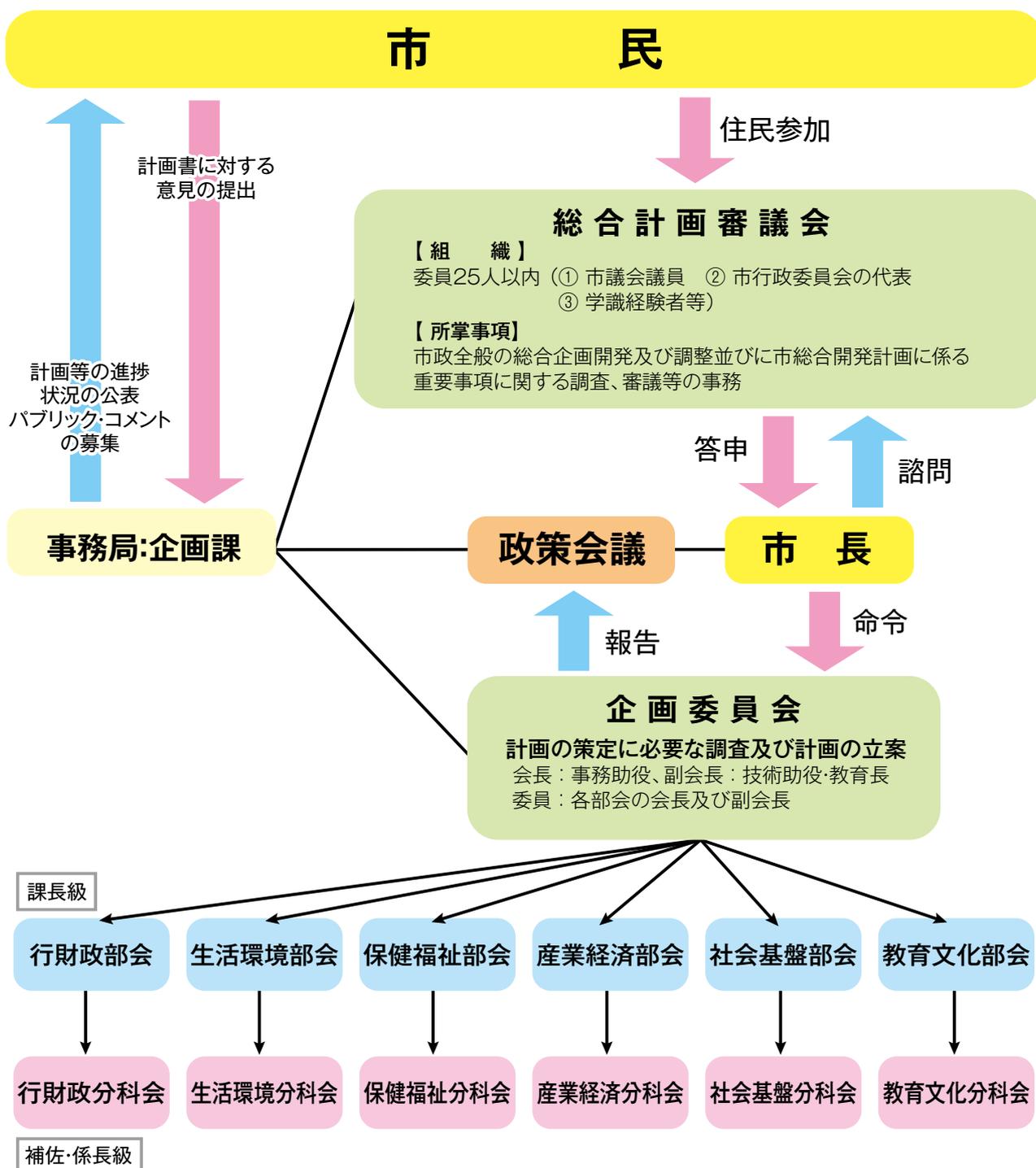
(2) 基本計画骨子 (説明資料)

附 則

この告示は、平成17年10月11日から施行する。

■ 総合計画策定に係る推進体系 ■

総合計画策定に係る推進体系（概念図）



■ 企画委員会 ■

いちき串木野市総合計画企画委員会規程

平成17年10月11日

訓令第4号

一部改正：平成18年2月14日

訓令第1号

平成18年3月31日

訓令第2号

(設置)

第1条 いちき串木野市総合計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、いちき串木野市総合計画企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の命を受け、計画の策定について必要な調査及び計画の立案を行う。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、収入役の事務を兼掌する助役をもって充てる。
- 3 副会長は、前項に規定する助役以外の助役及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(会長等の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、審議に当たっては、会議の議長を務め、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、会長が招集する。

(部会)

第6条 委員会に部会を置く。

- 2 部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年訓令第1号）

この訓令は、平成18年2月14日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

いちき串木野市総合計画企画委員会委員名簿

(15名)

区分	役職名	氏名	区分	役職名	氏名
会長	事務助役	田中正幸			
副会長	技術助役	牛濱義信			
副会長	教育長	山下卓朗			
委員	行財政部会長	前屋謙三	委員	産業経済部会長	白井喜宣
〃	〃 副部会長	中屋謙治	〃	〃 副部会長	樋ノ口 実
〃	生活環境部会長	深山龍朗	〃	社会基盤部会長	古藺智久
〃	〃 副部会長	内屋照男	〃	〃 副部会長	紙屋正廣
〃	保健福祉部会長	栗山幸夫	〃	教育文化部会長	松下三孝
〃	〃 副部会長	江石妙子	〃	〃 副部会長	久木野澄隆

【企画委員会部会名簿】

部会名	役職名	氏名	部会名	役職名	氏名
行財政部会	企画課長	竹崎健二郎	産業経済部会	水産港湾課長	平石耕二
	財政課長	野元鉄矢		農政課長	宇都義孝
	自治振興課長	南竹一敏		商工観光課長	白井喜宣
	税務課長	前屋謙三		農委事務局長	星原 實
	議会事務局長	中屋謙治		国民宿舍支配人	平屋一則
	会計課長	下青木一美		市来支所産業経済課長	樋ノ口 実
	参事	生野正行		参事	奥村 哲
	参事	石田信一			
生活環境部会	市民課長	黒江 満	社会基盤部会	都市計画課長	古藺智久
	生活環境課長	山下治行		土木課長	藤園宗男
	水道課長	愛甲常明		都市建設課長	田淵利美
	下水道課長	深山龍朗		市来支所長(兼)総務課長	久保正治
	消防長	内屋照男		市来支所市民課長	紙屋正廣
	衛生センター事務局長	坂元義宏		参事	浅井幸夫
	参事	池田幹男			
保健福祉部会	総務課長	福永勝文	教育文化部会	教委総務課長	山下二直男
	健康増進課長	栗山幸夫		学校教育課長	瀬戸博幸
	福祉課長	江石妙子		社会教育課長	池田伸雄
	市来支所健康福祉課長	下池末男		市民スポーツ課長	松下三孝
	監査委員事務局長	草留康之		図書館長(兼務)	藁手幹夫
	選管事務局長	網屋安行		給食センター所長	久木野澄隆
	参事	濱田米夫		参事	橋口享史

いちき串木野市総合計画企画委員会 各部会の所掌事項

部 会 名	所 掌 事 項
行 財 政 部 会	① 行財政に関する事 ② 地域コミュニティーに関する事 ③ 圏域コミュニティーに関する事 ④ 広報・広聴に関する事 ⑤ 男女共同参画に関する事 ⑥ 情報基盤に関する事
生 活 環 境 部 会	① 環境に関する事 ② ごみ処理に関する事 ③ 水道に関する事 ④ 下水道・生活排水に関する事 ⑤ 住環境に関する事 ⑥ 消防・防災に関する事 ⑦ 火葬場・墓地に関する事 ⑧ 交通安全に関する事 ⑨ 消費生活に関する事
保 健 福 祉 部 会	① 健康づくりに関する事 ② 地域医療に関する事 ③ 子育て支援に関する事 ④ 高齢者福祉に関する事 ⑤ 介護保険に関する事 ⑥ 障害者福祉に関する事 ⑦ 母子・父子福祉に関する事
産 業 経 済 部 会	① 農業に関する事 ② 林業に関する事 ③ 水産業に関する事 ④ 製造業に関する事 ⑤ 企業誘致に関する事 ⑥ 商業・サービス業に関する事 ⑦ 観光に関する事 ⑧ コミュニティービジネスに関する事 ⑨ 港湾機能に関する事 ⑩ 開港に関する事
社 会 基 盤 部 会	① 道路・交通網に関する事 ② 海岸・河川に関する事 ③ 市街地に関する事
教 育 文 化 部 会	① 学校教育に関する事 ② 高等学校教育に関する事 ③ 生涯学習推進に関する事 ④ 地域文化に関する事 ⑤ スポーツに関する事 ⑥ 国際交流に関する事

■ 審議会 ■

いちき串木野市附属機関条例

平成17年10月11日
条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、市の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市に執行機関の附属機関を置き、その名称及び担任する事務は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、その属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関	名 称	担任する事務
市 長	いちき串木野市総合計画審議会	市政全般の総合企画開発及び調整並びに市総合開発計画に係る重要事項に関する調査、審議等の事務

(以下略)

いちき串木野市総合計画審議会規則

平成17年10月11日

規則第11号

一部改正：平成18年3月31日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、いちき串木野市附属機関条例（平成17年いちき串木野市条例第15号）第3条の規定に基づき、いちき串木野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市行政委員会の代表
- (3) 学識経験者その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(分科会)

第6条 審議会に、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に、座長1人を置き、分科会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の状況及び結果を会長に報告する。
- 5 座長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

- 6 分科会に、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 7 専門委員は、市長が委嘱する。
- 8 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

いちき串木野市総合計画審議会委員名簿

番号	区 分	団 体 名 等	氏 名
1	1号委員(市議会議員)	いちき串木野市議会	宇 都 耕 平
2		いちき串木野市議会	寺 師 和 男
3		いちき串木野市議会	中 村 敏 彦
4		いちき串木野市議会	西別府 治
5		いちき串木野市議会	濱 田 尚
6		いちき串木野市議会	福 田 清 宏
7	2号委員(市行政委員会の代表)	いちき串木野市農業委員会	今 屋 義 幸
8		いちき串木野市教育委員会	勝 目 真理子
9	3号委員(学識経験者等)	伊集院保健所	相 星 壮 吾
10		串木野青年会議所	有 川 亨
11		元串木野・市来合併協議会委員	石 原 行 義
12		伊集院耕地事務所	大久保 秀 一
13		市来町漁業協同組合	坂 元 浩一郎
14		串木野市観光協会	下青木 茂
15		伊集院土木事務所	種子島 時 邦
16		串木野市漁業協同組合	早 崎 達 哉
17		いちき串木野市社会福祉協議会	東 節 代
18		いちき串木野市地域婦人団体連絡協議会	古 木 照 代
19		さつま日置農業協同組合串木野支所	外 蘭 健 蔵
20		市来まちづくり推進懇話会	松 下 明 弘
21		いちき串木野市自治公民館連絡協議会	松 下 兵 衛
22		伊集院農林事務所	三 窪 等
23		いちき串木野商工会議所	南 竹 篤 巳
24		公募委員	山 神 正 強
25		市来町商工会	山 下 廣 行

(区分ごとに50音順)

諮 問 書

い串企第 100 号

平成 18 年 7 月 12 日

いちき串木野市総合計画審議会会長 殿

いちき串木野市長 田 畑 誠 一



いちき串木野市総合計画基本構想（案）について（諮問）

このことについて、別冊のとおり策定いたしたいので貴審議会の意見を求め
ます。

答 申 書

平成 18 年 11 月 1 日

いちき串木野市長 田 畑 誠 一 殿

いちき串木野市総合計画審議会

会 長 福 田 清 宏



いちき串木野市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成 18 年 7 月 12 日付い申企第 100 号で諮問のあったいちき串木野市総合計画基本構想（案）について、慎重に審議した結果、別紙のとおり意見を取りまとめたので答申します。

基本構想の策定にあたっては、当審議会の意見を十分に尊重し、「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現に向けて、最大限の努力をされるよう要望します。

〔別紙〕

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

原案了承

第2節 計画の呼称、期間及び区域

原案了承

第3節 計画の性格及び役割

原案了承

第4節 計画の構成

原案了承

第2章 いちき串木野市の特性と課題

第1節 海・山・温泉などの豊かな自然

原案了承

第2節 積み重ねられた歴史と文化

原案了承

第3節 東南アジアに開かれた地理的特性

- ・ 中国等については、一般的に東南アジアではなく東アジアと捉えるので、「東南アジア諸国」を「東アジア及び東南アジア諸国」とすべきである。

第4節 自然・歴史文化・地理的特性に育まれた特産

- ・ 「花卉（ソリダゴ）」について本市の特産として力を入れており、また「ばれいしょ」についても歴史があり品質も良いので、「サワーポメロ」の後に「花卉（ソリダゴ）」「ばれいしょ」を追加記載すべきである。

第5節 人口の減少化（人口の推移と人口構造）

- ・ 人口減少対策について、具体的な構想を検討する必要がある。
- ・ 「南九州高速自動車道など交通体系」という表現については、「南九州西回り自動車道など高速交通体系」と改めるべきである。

第2編 基本構想

第1章 いちき串木野市の基本理念

第1節 基本理念

- ・ 文章中「地域」という言葉が多すぎるので、なるべく削除すべきである。
- ・ 基本理念の「地域ブランド」については、例えば「地域の特性を生かした」という表現に改めるなど、もう少し柔らかく受け入れ易い表現にすべきである。
- ・ 「図：地域ブランドの概念」について、「実体験による評価フィードバック

ク」という表現は逆に分かりづらくなるので削除すべきである。

第2節 将来都市像

- ・ 「潮」は、「潮流」という用語に改めるべきである。
- ・ 「甌島航路を維持しながら」という表現については、薩摩川内市との関わりもあるので改めるべきである。
- ・ P12のパートナーシップの注釈は、P10に記載すべきである。

第3節 基本方針

- ・ 基本方針のうち(1)「住民とのパートナーシップによる『自立共創のまちづくり』」については、行政と住民が対峙するようなイメージになるので、表現を改めるべきである。
- ・ 「自立共創」という用語は一般的でないため「共生・協働」と改めるべきである。
- ・ (2)「健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』」について、「文化的な生活」と「安心」は意味合いが異なるので、「安心できる」を「心豊かな」という表現に改めるべきである。
- ・ 第2節の図の「住民とのパートナーシップによる『自立共創のまちづくり』」「健康で文化的な生活が営める『元気で安心できるまちづくり』」についても、前述のとおり改めるべきである。
- ・ 体系図中の【基本方針】①住民とのパートナーシップによる「自立共創のまちづくり」②健康で文化的な生活が営める「元気で安心できるまちづくり」についても、前述のとおり改めるべきである。
- ・ 体系図について、【基本方針】と【分野別振興方向】の関連性が分かるよう考慮すべきである。

第2章 施策の大綱

(前文)

- ・ 基本方針の表現を第2編第1章第3節と同様に改めるべきである。

第1節 住民とのパートナーシップによる「自立共創のまちづくり」

(前文)

- ・ 表題と前文中の表現を第2編第1章第3節と同様に改めるべきである。

1. コミュニティー

(前文)

原案了承

1) 市民参画と協働の推進

原案了承

2) コミュニティー活動の充実

原案了承

3) 広報・広聴

原案了承

4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現

原案了承

2. 行財政

(前文)

原案了承

1) 効率的・効果的な行政の運営

原案了承

2) 健全な財政の運営

原案了承

3) 広域行政の推進

原案了承

第2節 健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」

(前文)

- ・ 表題と前文中の表現を第2編第1章第3節と同様に改めるべきである。

1. 生活環境

(前文)

原案了承

1) 環境の保全

- ・ 本市の水道は、河川からも取水しており河川浄化も重要であることから、「海岸線や森林など」を「海岸線や森林・河川」と改めるべきである。

2) ごみ処理の充実

- ・ ごみを排出するのは家庭だけではなく企業も同様であるため、「各家庭」を「各家庭・事業所」に改めるべきである。
- ・ 「ごみの発生」については、「一般ごみの発生」に改めるべきである。

3) 水道の安定供給

- ・ 本市では多くの水源を確保する必要があるため、「水源確保」という表現については、「多くの水源の確保」と改めるべきである。

4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

原案了承

5) 住環境の整備

原案了承

6) 火葬場・墓地の適正な管理

- ・ 火葬場については、これまでも適切な管理運営に努めてきていることから、「適切な管理運営」という表現を「引き続き適切な管理運営」に改めるべきである。

7) 消防・防災の充実

- ・ 災害時は的確な情報を共有することが重要であることから、「情報伝達」について追加すべきである。

8) 交通安全の充実

原案了承

9) 防犯対策の強化

原案了承

10) 消費生活の充実

原案了承

11) エネルギー対策の推進

- ・ 本市ではバイオマスタウン構想を検討していることから、注釈の「(注1)新エネルギー」の文章について、「廃棄物発電」の後に「バイオマス発電」を追加すべきである。
- ・ 「石油や原子力エネルギーに関連した地域振興」について、エネルギー対策と交付金事業は異なるものであり、別項目とすべきである。

2. 保健医療福祉

(前文)

原案了承

1) 健康づくりの推進

原案了承

2) 地域医療体制の充実

原案了承

3) 子育て支援体制の充実

原案了承

4) 高齢者福祉の充実

原案了承

5) 社会保障の充実

原案了承

6) 障害者(児)福祉の充実

原案了承

7) 母子父子福祉の充実

- ・ 「母子家庭等対策を推進」という表現は、「母子家庭等対策を充実」と改めるべきである。

8) 地域福祉の推進

原案了承

3. 教育文化

(前文)

原案了承

1) 生涯学習の充実

原案了承

2) 学校教育の充実

- ・ この項目は、学校施設の利用促進を掲げるものであり、「学校施設の地域生涯学習拠点としての」は「地域生涯学習拠点として、学校施設の」と改めるべきである。

3) 社会教育の充実

- ・ 「気運を醸成するための」という表現については、回りくどい表現であり削除すべきである。

4) 地域・文化の保存・承継

- ・ 表題の「承継」について、「継承」に改めるべきである。

5) スポーツの充実

原案了承

6) 総合運動公園の整備

原案了承

7) 国際交流の充実

原案了承

第3節 世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力ある産業のまちづくり」

(前文)

原案了承

1. 産業経済

(前文)

原案了承

1) 農業の振興

- ・ 減農薬や有機栽培など環境保全型農業を進めていくと、どうしても価格は上がるものであり、「安価」という表現は削除すべきである。

2) 林業の振興

原案了承

3) 水産業の振興

- ・ 沿岸漁業者に若年者は少ないことから、「若年漁業者」は「沿岸漁業者」に改めるべきである。

4) 製造業の振興

原案了承

5) 企業誘致

原案了承

6) 商業・サービス業の振興

原案了承

7) 観光の振興

原案了承

8) コミュニティービジネスの振興

原案了承

第4節 利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」

(前文)

- ・ 情報があつて初めていろんな事が動いていくものであるため、「ヒト・モノ・カネ」を「ヒト・モノ・情報」と改めるべきである。なお、カタカナの表記が適当であるか検討を要する。
- ・ 「市街地のさらなる拡大の抑制」という表現は分かりづらいので改めるべきである。

1. 社会基盤

(前文)

原案了承

1) 道路・交通網の整備

原案了承

2) 港湾機能の充実

原案了承

3) 海岸・河川の整備

- ・ 本市は土石流溪流が多く危険な地域もあるので、土砂災害対策についての文言や砂浜や海岸線の問題等についても追加すべきである。

4) 公園・緑地の整備

原案了承

5) 住宅の充実

原案了承

6) 市街地の整備

原案了承

7) 都市景観の形成

原案了承

8) 情報通信基盤の整備

原案了承

3章 市域の構成イメージ

(前文)

原案了承

第1節 ゾーン別振興方向

1. 都市形成ゾーン

- ・ 美しい市街地を形成するには環境だけではなく景観も重要であるため、「環境に配慮した」は「景観や環境に配慮した」と改めるべきである。

2. 農と住の調和ゾーン

原案了承

3. 癒しの森ゾーン

- ・ 「魚つき林」という言葉の意味を注釈に追加すべきである。

4. 海洋活力ゾーン

原案了承

第2節 交流・連携軸

1. 地区拠点の設置

原案了承

2. 地域連携軸の設定

原案了承

3. 広域交流軸の設定

- ・ 通過交通に関して「通過交通が市街地を通らず、」とあるが、「アクセス道路を整備し、」と表現が重なるので、削除すべきである。

第4章 新市創生プログラム

第1節 地域ブランド形成プログラム

- ・ 地域ブランドを形成していくためには、行政・企業・市民がそれぞれの役割を果たすのではなく、一体となって進めていくことを表現するため、「戦略を構築していきます。また、構築した地域ブランドを管理していくことが必要です。そのため、民間が主体となった生産面における品質管理や流通・販売経路の開発などを行う組織の構築を図るとともに、行政においては地域ブランドの確立に向けた取り組みを進めます。」を「戦略を構築していくとともに、構築した地域ブランドを管理していくため、生産面における品質管理や流通・販売経路の開発などを行う組織の構築を図り、地域ブランドの確立に向けた取り組みを進めます。」と改めるべきである。

第2節 食関連産業活性化プログラム

- ・ プログラム名について、「食のまち」という表現を追加すべきである。
- ・ 「農林水産物をはじめ食品加工品、観光サービスなどを包括的に支援する地域ブランドの確立は、それぞれの産業の競争力や付加価値を向上させるために有効な手段です。」という文章については、修飾が長く分かりにくいため、「地域ブランドの確立は、農林水産物をはじめ食品加工品、観光サービスな

加するものである。」とすべきである。

- ・ 通過交通について、「、通過交通を市街地にできる限り通さない道路整備を進め」とあるが、「アクセス道路の整備などを進め」と表現が重なるので、削除すべきである。

第4節 「教育のまち」形成プログラム

原案了承

いちき串木野市総合計画基本構想案の審議過程で出された意見・要望等

平成 18 年 11 月 1 日

いちき串木野市総合計画審議会

【全般】

- ・ バイオテクノロジーやイノベーション等の表現については、極力分かり易い日本語に置き換えるべきである。
- ・ 中国等との交流に関する表現は、全体を通して統一すべきである。

【第 1 編 第 2 章】

- ・ 新たに第 6 節を追加し、地域活動の特性について記載してほしい。

【第 2 編 第 2 章】

(第 1 節 1. コミュニティー)

- ・ 各地区の婦人会では、高齢者や子育て支援に取り組んでおり、まちづくりは婦人会が動かないと進めていけない。今後はさらにもっと根を下ろし活発な活動を続けていく必要があるので、地域婦人会活動の充実についても記載してほしい。
- ・ 行政は積極的な情報公開に努めてほしい。

(第 2 節 1. 生活環境)

- ・ エネルギー対策の推進について、家庭用燃料電池の普及等検討していくべきではないか。

(第 2 節 2. 保健医療福祉)

- ・ 地域医療体制について、串木野地域では、救急の場合に市外への搬送を希望しても、まず市内の医療機関に運ばれて次に市外の医療機関に運ばれるが改善できないか。

(第 2 節 3. 教育文化)

- ・ 地域ぐるみで、慈愛をもって青少年を育成していく必要がある。

(第 3 節 1. 産業経済)

- ・ これからの水産業の振興については、母港基地化を強化するだけでなく、マーケティングを強化し、管理型漁業などの体制を整備することが重要である。

(第 4 節 1. 社会基盤)

- ・ 鉄道について、「複線化」や「新駅の設置」とあるが、現実的に可能なのか疑問である。基本構想に記載すると市民は期待するが、結果的に実現しなかったとなることが懸念される。
- ・ 鉄道に係る「複線化」や「新駅の設置」といった問題については、今後のエネルギー事情によっては大量移動の時代がくることが考えられる。そういったことも視野に入れて基本構想を考えていくべきである。

【第 2 編 第 3 章】

(第 1 節 2. 農と住の調和ゾーン)

- ・ 廃棄物ガス化発電施設の余熱利用による他産地と差別化された農産品の生産については、本格稼動が可能かどうか定かでない施設の掲載は避けるべきではないか。

- ・ 廃棄物ガス化発電施設は、市来農芸高校との連携など夢のある事業として計画されたもので、掲載しておいてもよいのではないかな。

(第1節 3. 癒しの森ゾーン)

- ・ 「徐福伝説や様々な史跡など古代から現代までの歴史や文化を伝える重要な地域」については、頂峯院や密教といったことなど、もっと詳しく記載した方がより鮮明になるのではないかな。
- ・ 冠岳は、P7第1部第1編第2章第2節に「徐福伝説とともに、薩摩における山岳仏教の中心地として発展してきた」とあり、同様の表現を追加すべきである。
- ・ 頂峯院や密教に関する表現については、宗教的なものであり好ましくないのではないかな。

(第1節 4. 海洋活力ゾーン)

- ・ 「このゾーンは、吹上浜や変化に富んだ海岸線や海産物等の海洋資源、温泉資源を持ち、市民の憩いの場として、釣りやマリレジャーを中心とした観光の場として活用されています。また、資源豊かな外洋、良好な漁場や漁港を有しており、本市の水産業の拠点地域としてのさらなる振興が期待されます。」は、「このゾーンは、資源豊かな外洋、良好な漁場や漁港を有しており、本市の水産業の拠点地域としてのさらなる振興が期待されます。また、吹上浜や変化に富んだ海岸線や海産物等の海洋資源、温泉資源を持ち、市民の憩いの場として、釣りやマリレジャーを中心とした観光の場として活用されています。」とすべきである。

【第2編 第4章】

(第2節)

- ・ 串木野港の開港をめざした取り組みについて、串木野港への入港状況は、鉱石船やマグロ漁業の補給船等年間10隻程度しかなく、ポテンシャルがない状況であるが、今後進めていけるのか。

■ 総合計画基本構想(素案)地区座談会 ■

地区座談会開催状況

月 日	曜	開催地区名	開催場所	参加者数
7月18日	(火)	冠岳・生福地区	生福地区コミュニティセンター	46人
		上名・大原地区	中央公民館	55人
7月20日	(木)	中央・野平地区	中央公民館	40人
		湊町・湊地区	市来地域公民館	41人
7月24日	(月)	旭地区	旭地区コミュニティセンター	16人
		荒川地区	荒川地区コミュニティセンター	25人
7月25日	(火)	羽島・土川地区	羽島地区コミュニティセンター	70人
		川南地区	川南地区公民館	34人
7月26日	(水)	川北地区	川北地区公民館	40人
		川上地区	川上地区公民館	29人
7月27日	(木)	本浦地区	中央公民館	34人
		照島地区	照島地区コミュニティセンター	62人
参加者計				492人

■ いちき串木野市議会特別委員会 ■

1. 名称 いちき串木野市総合計画基本構想審査特別委員会

2. 設置目的 いちき串木野市総合計画基本構想の審査

3. 設置期間 平成18年12月8日（金）～26日（火）

4. 委員定数 10人

5. 委員名簿

区分	委員名	所属常任委員会
委員長	大六野 一 美	産業建設
副委員長	東 育 代	総務企画
委員	宇 都 隆 雄	教育民生
	楮 山 四 夫	産業建設
	中 里 純 人	総務企画
	批 榔 秋 信	産業建設
	石 野 弘 人	教育民生
	松 下 育 郎	総務企画
	下迫田 良 信	教育民生
	東 勝 巳	総務企画

6. 審査日 平成18年12月14日（木）・15日（金）